

# 入札説明書

令和3年12月1日付け堺市公告第587号により公告した堺市立学校の電気通信役務の提供の入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

## 1 契約事務担当課

〒590-0078

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市教育委員会事務局 学校管理部 学校施設課

電話 072-228-7486

FAX 072-228-7487

## 2 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
堺市立学校の電気通信役務の提供
- (2) 電気通信役務の仕様  
「仕様書」の定めるところによる。
- (3) 履行場所  
堺市堺区三宝町5丁286番地ほか139か所（別紙のとおり）
- (4) 履行期間  
令和4年5月1日から令和7年4月30日まで
- (5) 目的  
堺市立学校で使用する電話及びファクシミリについて、契約書及び仕様書等の定めるところにより、電気通信役務を受けることを目的とする。
- (6) 入札方式  
一般競争入札（紙入札）で執行する。

## 3 入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 堺市物品調達、委託等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成16年制定。以下「登録要綱」という。）に基づく入札参加資格について、区分「物品調達」で登録している者であること。
- (2) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づき電気通信事業者として登録を受け電気通信役務の提供を行っている者のうち、大阪府内に営業窓口（本社、支社、支店、営業所（ショップも含む。）のいずれかとする。）を有しているもの。
- (3) 平成29年4月1日以降に国又は地方公共団体において、学校の電気通信役務の

提供の契約を元請けとして履行した実績を有し、かつ、当該実績を証明できる書類を提出することができる者であること。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと（同条第2項各号のいずれかに該当すると認められてから3年を経過している場合を除く。）及び堺市契約規則（昭和50年規則第27号。以下「契約規則」という。）第3条の規定に該当しないこと。
- (5) 入札参加申込みの締切日から開札日（再度入札を行う場合においては、再度入札の開札日）までの間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）による入札参加停止（以下「入札参加停止」という。）又は入札参加回避（改正前の堺市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止または指名回避を含む。）（以下「入札参加回避」という。）を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法第199条に規定する更生計画認可の決定（旧法第233条に規定する更生計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (7) 入札参加申込みの締切日から開札日（再度入札を行う場合においては、再度入札の開札日）までの間に、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定。以下「排除要綱」という。）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）（以下「入札参加除外」という。）を受けていないこと。また、排除要綱第5条第2号に規定する、大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。）を受けた当該通報に係る者でないこと。
- (8) 本入札の入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む。）が、他の入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む。）を兼ねていないこと（同一代表者が複数の企業で同一業務に参加することができない。）
- (9) 組合とその組合員については、次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 組合とその組合員が同時に本入札に入札参加資格確認申請を行っている場合
  - イ 本入札に入札参加資格確認申請している他の組合の組合員である場合
- (10) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できること。

#### 4 入札参加資格審査申請に係る交付書類

入札参加資格審査申請に係る関係書類を、次のとおり交付する。

(1) 交付書類

- ア 仕様書
- イ 入札参加資格確認申請書
- ウ 契約書案
- エ 質疑書

(2) 交付方法 堺市ホームページよりダウンロード

アドレス

<http://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/nyusatsu/chotatsu/koboanken/lease/index.html>

#### 5 入札参加資格審査申請方法

入札に参加しようとする者は、次のとおり入札参加資格審査申請を行い、入札参加資格の審査を受けなければならない。

(1) 申請書類

- ア 入札参加資格確認申請書
- イ 電気通信事業法に基づき電気通信事業者として登録を受けていることを証明する書類（「電気通信事業の登録について（通知）」の写し等）
- ウ 組合員名簿の写し（組合で参加する者のみ提出すること。）

(2) 申請受付期間

公告の日の翌日から令和3年12月24日（金）まで（ただし、市の休日を除く。）

(3) 申請受付時間

午前9時00分から午後5時00分まで（ただし、正午から午後1時00分までを除く。）

(4) 申請方法

持参若しくは書留郵便にて、上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した場合は、前記1 契約事務担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。  
提出した書類に関して説明等を求められた場合は、その求めに応じなければならない。

(5) 申請注意事項

- ア 市が交付する仕様書、契約書案等を熟読し、十分に検討の上で入札参加資格審査申請すること。なお、入札参加資格審査申請を取り下げる場合は、申請受付期間中に書面により申し出ること。
- イ 入札参加資格審査申請に要する費用は申請者の負担とする。また、提出書類の返却は一切行わないものとする。
- ウ 入札参加資格確認申請書等の記名、押印が必要な書類には、所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を明記し、登録要綱第6条第1項第1号に規定する書面にお

いて届け出ている印鑑（以下「使用印鑑」という。）を指定箇所に鮮明に押印すること。

エ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、当該入札への参加を認めないものとし、市は、入札参加停止要綱に基づき、入札参加停止の措置を講じることができるものとする。

オ 提出書類について市の担当者から説明を求められた場合は、必要な説明を行うこと。また、記載事項の補足書類の提出を求められた場合は、それに速やかに応じること。

カ 組合とその組合員が「3 入札参加資格に関する事項（9）ア、イ」のいずれかの場合（以下「組合員の重複」という。）には、該当するすべての者について本入札への参加を認めないものとする。ただし、申請受付期間中に入札参加資格審査申請を取り下げ、組合員の重複が解消された場合は、この限りではない。

## 6 質疑応答

仕様書等の内容に関して質疑があるときは、次のとおり質疑を行うこと。

### （1）提出方法

質疑書を電子メール又はFAXにより契約担当課へ送付すること。また、質疑書を提出した場合は、その旨を契約事務担当課まで電話連絡し、到達確認を行うこと。なお、電子メール送信の際、圧縮ファイル（拡張子：LZH、ZIP、CAB、TGZ、ARI、RAR、EXE等）でのファイル添付は認めないものとする。

（学校施設課メールアドレス：[kyoshi@city.sakai.lg.jp](mailto:kyoshi@city.sakai.lg.jp)）

### （2）提出受付期間

公告の日の翌日から令和3年12月13日（月）まで（ただし、市の休日を除く。）

### （3）回答方法

提出受付期間内に受け付けたすべての質疑内容及び回答を記載した書面を、後記の入札参加資格の審査結果の交付の際に併せて通知する。

## 7 入札参加資格の審査結果の交付

入札参加資格の審査の結果は、次のとおり通知する。また、入札参加資格を有すると認められた申請者（以下「適格者」という。）には、入札書等の入札に必要な書類も併せて交付する。なお、入札参加資格が認められなかった申請者（以下「不適格者」という。）には、審査結果の通知書に不適格とした理由を付すものとする。

### （1）交付時期

令和4年1月7日（金）頃、入札参加資格審査申請者に当該通知についての事前に電話連絡をするので（この時点における口頭での入札参加資格の審査の結果の通知は、一切行わないものとする。）、令和4年1月14日（金）までに当該結果通知を受領すること。

## (2) 交付方法

契約担当課の窓口で書面により交付する。

なお、競争入札参加資格審査結果通知書及び入札関係書類の郵送を希望する者は、前記5(1)の提出の際に、必要な金額の切手を添付した返信用封筒（結果通知郵送用）も併せて提出すること。

## (3) 交付書類

- ア 入札参加資格確認結果通知書
- イ 入札書
- ウ 入札書封入用封筒
- エ 委任状
- オ 入札辞退届
- カ 質疑回答書（質疑があった場合のみ）

(4) 不適合者は、不適合とされた理由について説明を求めることができるので説明を求める場合は、令和4年1月20日（木）の午後5時00分までに契約担当課にその旨を記載した書面を提出すること。なお、不適合者であっても提出書類及び申請に要する費用の返却はしないものとする。

(5) 適合者としての交付をした日から開札日までの間に入札参加資格を満たさなくなった者については、適合者としての決定を取り消し、その理由を付して書面により通知する。

(6) 入札参加資格審査申請の審査の結果、適合者が1者に満たない場合は、当該入札は中止する。

## 8 入札に参加できない者

入札に参加できない者は、次のとおりとする。

- (1) 不適合者
- (2) 適合者としての決定の通知を受けた後、開札までの間に入札参加資格を満たさなくなった者

## 9 入札保証金に関する事項

入札保証金は、契約規則第14条の2第3号の規定に基づき免除する。ただし、落札業者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の3に相当する額の違約金を徴収するものとする。

## 10 入札の中止等

適合者が1者に満たない場合のほか、不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

## 1.1 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時  
令和4年1月28日（金）午後2時00分。
- (2) 入札書の提出方法  
入札書、再度入札書は、下記締切日までに、持参若しくは書留郵便にて提出すること。
  - (ア) 提出締切 令和4年1月26日（水）（必着）。
  - (イ) 提出場所 前記1の契約事務担当課に同じ。
  - (ウ) その他 別紙「郵便による入札の注意事項」参照。
- (3) 入札及び開札の場所  
住所地 堺市堺区南瓦町3番1号  
堺市役所本庁舎 本館8階 調達課入札室
- (4) 入札方法  
入札は、前記(1)入札及び開札の日時に(3)の場所にて事前に受付した入札書を開札するものとする。  
なお、開札時に当該入札参加業者の立会いを必ずしも要しないものとする。  
ただし、入札参加業者が立会いに参加する場合は1社1名に限るものとする。  
また、当該入札参加業者の立会いが無い場合は、当該入札事務に関係のない職員を立会人として選定することとし、開札結果については、ホームページに掲載するものとする。
- (5) 入札金額等
  - ア 入札に当たっては、基本料金、月ごとの通話料金などの契約単価を設定することを条件とする。
  - イ 入札は1月あたりの予定額で行う。予定額の算定にあたっては、別紙「仕様書 別紙2」に記載の予定通話量（1か月分）に係る基本料金、通話料、各種サービス料金、各種割引等の全てを考慮すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札金額」という。）に入札金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - ウ 契約の締結は、上記アで設定した基本料金単価及び月ごとの通話料金などの単価に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額により単価契約を行う。
  - エ 入札書ならびに「契約単価兼積算内訳表」に記載する金額は、税抜金額とする。
- (6) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができないものとする。

(7) 落札者の決定方法

堺市契約規則第19条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2社以上あるときは、くじにより落札者を決定する。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

(8) 無効となる入札

堺市契約規則第22条の規定に該当する入札

(9) 再度入札回数は1回とする。

(10) 入札者は、入札書とともに、積算において使用した「契約単価兼積算内訳表」を提出するものとする。

ア 「契約単価兼積算内訳表」の表題、様式等は任意。

イ 「契約単価兼積算内訳表」には、社名、住所、代表者名を記し、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑を押印すること。

ウ 基本料金及び通話料金計算の端数処理は、小数点第2位まで記入すること。(小数点第3位以下、切捨て。)

エ 月合計の端数処理は、円未満を切捨てること。

オ 税込単価から税抜金額にする場合は、税抜単価から積算した総額と齟齬を生じないようにすること。

カ 全ての契約電話料金に対する単価が同一の場合は、積算内訳書は1枚で可。

キ 全ての契約電話料金に対する単価が同一でない場合は、各施設別に積算して総合計を算出した後、入札金額を算出すること。

## 1.2 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない。(開札前に委任状を提出すること。提出できない場合は、入札参加資格を喪失したものとする。)

入札者が開札に立会う場合は、入札書に押印した代表社印を、代理人が立会う場合は、委任状の受任者欄に押印した印鑑を、持参すること。

## 1.3 入札参加停止等を受けた入札参加者または落札者について

市長は、開札から落札決定までの期間において、入札参加者が次のいずれかに該当した場合は、落札者とししない。また、市長は落札決定から契約締結までの期間において、落札者が次の(1)、(4)のいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことができ、次の(2)(3)のいずれかに該当した場合は契約を締結しない。

- (1) 堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱(平成11年制定)に基づく入札参加停止または入札参加回避を受けた場合

- (2) 堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）に基づく入札参加除外を受けた場合
- (3) 堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出しない場合（ただし、落札金額（単価契約の場合は、落札した単価に予定数量を乗じた金額）が500万円未満の場合は除く）
- (4) (1)～(3)のほか、入札参加資格を満たさなくなった場合

#### 14 その他

- (1) 契約保証金 要（契約金額の100分の10以上）。

（契約金額について、単価契約の場合は契約単価に予定数量を乗じた額、複数単価契約の場合又は総価契約と単価契約の複合契約の場合は落札金額とする。また、長期継続契約については、初年度に係る部分に限る。ただし、契約期間のうち初年度に係る期間が12月に満たない場合において、契約期間が12月以上のときにあっては初年度に係る部分を1年当たりの額に換算した額とし、契約期間が12月未満のときにあっては契約期間内に支払うことが見込まれる総額とする。）

ただし、契約規則第30条の2に該当する場合は、免除する場合がある。
- (2) 契約書作成の要否 要。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約条項等については、前記1の契約事務担当課で閲覧することができる。

## 入札に係る注意事項

下記事項を熟読の上、入札に参加すること。

- 1 入札までに入札参加停止等の措置を受けた場合は、入札参加資格を取り消すものとする。
- 2 入札執行前に入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を提出すること。
- 3 入札は市で交付する用紙によること。
- 4 入札書には、会社の所在地（住所）、名称（商号）及び代表者職氏名を記入し、使用印鑑（代理人の場合は受任者印）を鮮明に押印すること。
- 5 入札当日、入札開始前に次の書類を提出しなければならない。
  - (1) 委任状（代理人により入札を行う場合）
- 6 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札に参加できないので注意すること。
  - (1) 入札参加関係書類を所定の期日までに受け取りに来ないとき。
  - (2) 入札参加資格確認申請書等の提出が期日までにないとき。
  - (3) 入札参加資格を満たさないもの。
  - (4) 入札参加資格確認の通知を受けた後、開札までの間に入札参加資格を満たさなくなったもの。
  - (5) 入札時間に遅刻したとき。
  - (6) 印鑑（代表者の場合は登録した使用印鑑、代理人の場合は受任者印）を持参しないとき。
  - (7) 代理人により入札を行う場合で、代理人が委任状を提出しないとき。
- 7 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
  - (1) 入札書の記入事項について、必要な文字を欠き、又は判読できないとき。
  - (2) 入札書が所定の日時、場所に到着しないとき。
  - (3) 入札書に記名押印がないとき。
  - (4) 入札金額を訂正したとき。
  - (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
  - (6) 入札保証金を要する場合において、これを納付せず、又はその金額に不足があるとき。
  - (7) 入札者若しくはその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札したとき。
  - (8) 代表者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む。）若しくはその代理人が、他の入札参加者の代表者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む。）若しくはその代理人を兼ねているとき。
  - (9) 入札者の資格のない者が入札したとき。
  - (10) 入札に関し不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき。
  - (11) 明らかに履行ができない又は法令違反のおそれがあり契約内容に適合した履行ができないと認められる低い価格で入札したとき。
  - (12) 再度入札において、前回最低入札価格と同額以上の金額で入札したとき。
  - (13) 鉛筆等訂正容易な筆記用具を用いて入札書へ記入したとき。
  - (14) その他入札に関する条件に違反したとき。
- 8 入札執行中に入札を辞退しようとするときは、記名押印した入札書に「辞退」と明記のうえ、入札箱に投函すること。
- 9 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を中断し、延期し、又は取り止めることがある。
- 10 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。
- 11 再度入札の回数は原則1回とする。
- 12 再度入札に参加することができる者は、再度入札に付す直前の入札に参加した者とする。ただし、その直前の入札で無効とされた者又は辞退の入札を行った者は参加することができない。
- 13 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

- 14 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- 15 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額（消費税及び地方消費税相当額）を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てる。）をもって落札金額とするので、入札者は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札金額の見積りにあたっては契約期間中における原材料、人件費等の諸経費の動向等を十分勘案して行うこと。
- 16 入札終了後、落札者以外の者は速やかに仕様書等を返納すること。
- 17 契約締結に際しては、見積書（見積内訳明細書）及び堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書（落札金額（単価契約の場合は、落札した単価に予定数量を乗じた金額）が500万円未満の場合は除く。）を作成し、提出すること。